

第3章 環境影響評価方法書についての意見と事業者の見解

3-1 方法書の公告及び縦覧等

3-1-1 公告

(1) 公告日

平成 25 年 1 月 8 日 (火)

(2) 公告方法

平成 25 年 1 月 8 日 京都府公報 第 2438 号

(3) 周知方法

実施区域内住民等に環境影響評価方法書パンフレットを戸別配布等（約 9,000 部）するとともに、事業者、宇治市及び城陽市の各広報紙（各ホームページを含む）及びラジオ広報（FM うじ）に掲載等を行い周知した。

また、実施区域町内会、連合町内会、主要事業所に説明会の開催日程、周知方法を事前説明した。

3-1-2 縦覧

(1) 縦覧期間

平成 25 年 1 月 8 日 (火) から 2 月 7 日 (木) まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 縦覧時間

午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

(3) 縦覧場所

縦覧は下記の 5箇所で実施された。

・ 京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課（現 環境部環境管理課）

（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）

・ 京都府山城北保健所環境室

（宇治市宇治若森 7 の 6 ）

・ 宇治市市民環境部環境政策室環境企画課（現 市民環境部環境企画課）

（宇治市宇治琵琶 33 番地）

・ 城陽市市民経済環境部環境課（現 市民環境部環境課）

（城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地）

・ 城南衛生管理組合施設部施設課

（八幡市八幡沢 1 番地）

3-1-3 説明会

説明会を下記のとおり 4箇所で開催した。

- ・平成 25 年 1 月 12 日（土）午後 7 時～午後 8 時 30 分
宇治市生涯学習センター（参加 2 人）
- ・平成 25 年 1 月 19 日（土）午後 7 時～午後 8 時
宇治市中央公民館（参加 3 人）
- ・平成 25 年 1 月 25 日（金）午後 6 時 30 分～
城陽市福祉センター（※参加者なしのため中止）
- ・平成 25 年 1 月 26 日（土）午後 2 時～午後 3 時 30 分
宇治市生涯学習センター（参加 7 人）

3-1-4 意見書

（1）意見書の提出期限

平成 25 年 1 月 8 日（火）から 2 月 21 日（木）まで

（2）意見書の提出方法

「京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課指導担当」宛へ書面による提出であった。

（3）意見書の提出状況

意見書の提出は 1 件であった。

3-2 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

方法書は条例第10条の規定により平成25年1月8日から同年2月7日に縦覧を行い、同第11条の規定により同年2月21日までに提出された方法書についての住民等の意見は1通であった。以下にその概要とそれに対する事業者の見解を示す。

1 事業計画

| 住民等の意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| 不燃ゴミとしていたプラスチック類も可能な限り焼却し、その熱エネルギーを活用して発電の徹底化を図るべきである。 | 本事業では、ごみの持つ発熱エネルギーを積極的に回収し、発電することで地球温暖化防止に寄与する計画としております。 また、3R推進のため、現在不燃ごみとして回収（収集）しているプラスチック類のうち、プラスチック製容器包装については、関係法令に基づき今後リサイクルする計画としております。なお、容器包装以外のプラスチックについては、従来どおり不燃ごみとして回収（収集）する計画としております。 |
| 焼却後の焼却灰はセメント工場用原料や海浜埋め立て用等に利用し、決して地域内の山林野へ埋め立て処分をしないよう要望する。 | 当組合における可燃ごみの中間処理後の焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入し、海面埋立され、港湾機能の拡充等に有効利用されております。今後においても、同センターに処分委託を行う計画であり、地域内の山林野等に埋立処分を行う予定はありません。 |
| 京都南部の広域清掃事業としての焼却炉を何故宇治市に設置され、宇治市の周辺住民だけがごみ焼却による被害に遭わなければならないのか。 東京都のような一区一清掃工場方式にできないのか。できないのなら宇治市以外の行政から搬入車1台ごとの負担金を徴収するなどの方法も提案したい。 | 当組合には、宇治市にごみ焼却施設、城陽市にごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設・リサイクル施設、八幡市にし尿処理施設、久御山町に最終処分場を設置し、共同処理の理念により効率的かつ効果的に運営しております。 |

2 その他の事項

| 住民等の意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| <p>太陽が丘運動公園～白川峠間は、現在でも道路も狭小かつ渋滞し、公共バスなどは走行困難となり、バス待ち客も夏の日差し等で不満が多い状況がある。</p> <p>今後もごみが時代とともに増加し、清掃作業車も増加すると予想されるので、道路の拡幅・歩道ガードレール等設置、バス停留所の屋根設置を要望する。</p> | <p>当組合は、し尿の収集運搬・処理処分やごみの中間処理・最終処分などを事業内容としているため、当組合としては、要望にお答えできる立場にないものと考えます。</p> <p>なお、折居清掃工場の更新事業の実施により、ごみ収集車両の台数が大幅に増えることは想定しておりません。</p> |
| <p>3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底のため、学校での教育と自治体による市民への具体的な啓発を活発化するよう要望する。</p> | <p>3R推進のための学校教育や住民への啓発については、自治体主体で取り組まれておりますが、当組合としても広報紙の発行、組合施設でのリサイクル工房・エコ教室の開催、さらには小学校の社会見学の受入れなど、啓発のための取り組みを積極的に行っております。</p> |
| <p>3Rの徹底のため、家庭ごみの廃棄、回収、処理が決して無料でないことを住民に認識させる必要があり、有価資源ごみ（金属、新聞、雑誌・雑紙、段ボール、空き缶、ペットボトル、ガラス瓶）、有害ごみ、燃えるごみ、不燃ごみ等多数に分類して、行政指定の専用ポリ袋あるいは回収容器などを用意して回収するべきと考えます。</p> | <p>廃棄物の回収（収集）は、当組合の構成市町において行われております。市町間で多少の相違はありますが、資源ごみの分別収集やそのための容器の設置などが行われ、また、ごみ袋についても、ごみの減量化及び適正排出などを目的に指定袋制の導入が図られております。</p> |
| <p>宇治市周辺の山間・丘陵地帯の道路や空き地周辺には、空き缶、ペットボトル、空き瓶などの不法投棄がみられる。</p> <p>自動販売機には回収容器は設置されているものの、ほとんど利用されていないため、上記ごみの散乱を減少させるため自動販売機設置台数1台当たり年間1,000円程度の課徴金を徴収してはどうか。</p> | <p>当組合は、し尿の収集・処理処分やごみの中間処理・最終処分などを事業内容としているため、当組合としては、判断できる内容ではないと考えます。</p> |
| <p>プラスチックの食品トレイやペットボトル等について、他の自治体ではこれらの回収を店舗自身が行っており、この広域自治体内でも条例を改正するなどをして、実施されることを提案する。</p> | <p>容器包装リサイクル法では、市町村等による分別回収（収集）・中間処理、容器製造業者及び使用業者等による再商品化（リサイクル）を役割分担し、リサイクルが推進されております。</p> <p>構成市町により回収（収集）され当組合に搬入されたペットボトル等の容器包装については、容器包装リサイクル法に基づき適法・適正に中間処理を行い、資源として有効利用が図られております。</p> |
| <p>ごみをいかに発生させず、効率よく収集処理して、住民の生活・環境衛生を守るために考察すべき懸案事項について、市民、有識者を交えた会議を開催することを期待する。</p> | <p>廃棄物処理法において、市町村はその区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物処理等推進審議会を置くことができると規定されております。</p> <p>当組合の構成市町では（一部を除く）条例の定めにより当該審議会を設置し、その委員に市民や有識者を委嘱し、ごみの発生抑制や減量化等について審議されております。</p> |

3-3 方法書についての知事の意見と事業者の見解

条例第13条の規定により、方法書についての知事意見が平成25年5月14日に事業者に送付された。

以下に知事意見とそれに対する事業者の見解を示す。

1 全般的な事項

| 知事の意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| (1)評価に当たっては施設の建て替えによる環境影響の変化に着目するとともに、可能な限り環境影響を回避・低減する観点に重点を置き、調査等の手法を選定すること。 | 施設稼働時の工場事業場騒音・振動の予測結果(寄与)と現有施設の工場事業場騒音・振動の調査結果を比較し、現状の騒音・振動からの変化について評価する等、更新施設と現有施設の環境影響の変化について、可能な限り環境影響を回避・低減する観点に重点を置いた、調査及び予測評価の手法を選定しました。 (「5-1-2 騒音」、「5-1-3 振動」参照) |
| (2)必要に応じ、環境影響評価等についての技術的事項に関する指針(平成11年京都府告示第276号)第2の7に基づき、調査等の手法の重点化及び簡略化を行い、準備書においてその理由も含めて記載すること。 | 施設稼働時のごみ収集車等関係車両の運行に伴う大気・騒音・振動の予測については、現状と比べて将来(予測時期)の一般自動車交通量の増減が想定されず、また、ごみ収集車等関係車両の走行台数が現状と変わらない計画であるため、予測計算をせず、現況調査結果そのものを将来予測とする簡略化を行いました。また、自動車騒音予測で使用するASJモデルについては交通量の增加分から予測する手法に簡略化し、その旨、準備書に記載しました。 (「5-1-1 大気質」、「5-1-2 騒音」、「5-1-3 振動」参照) |
| (3)今後、調査等の結果や詳細な事業計画の策定により、新たな環境影響が明らかになった場合は、必要に応じ、選定された項目及び手法を見直すこと。 | 今回実施した調査結果や、新たに取りまとめた詳細な事業計画(要求水準書)を検討した結果、新たに調査や予測評価を行う必要のある環境影響評価の項目はありませんでした。 なお、煙突排出ガスの予測に当たり、大気拡散予測の条件となる風向・風速の設定に用いるため、周辺建物等地物の影響が少なくなるよう現有施設(工場棟)屋上での風向・風速の通常観測を追加しました。また予測手法についても、予測対象地域に谷型の地形が含まれていることから、大気質の移流拡散について地形影響を適切に予測評価するため、地形条件を取り込んだ三次元数値解析モデルを加味して予測を行いました。 また、方法書記載の主要搬入ルート以外の搬入ルートの有無、通行状況、沿道への影響等について関係市町にヒヤリング調査を実施し、主要搬入ルート以外で唯一パッカー車の通行実態がある道路について通行状況を把握するため、当該道路の沿道1地点で交通量調査を追加実施しました。 (「5-1-1 大気質」、「5-1-2 騒音」、「5-1-3 振動」参照) |

2 個別事項

(1) 大気質

| 知事の意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| 施設の稼働による排出ガスの影響の評価については、北東方向の谷型の地形を勘案した手法により行うこと。 | 施設の稼働に伴う煙突排出ガスについては、予測対象地域に谷型の地形が含まれていることから、大気質の移流拡散について地形影響を適切に予測評価するため、地形条件を取り込んだ三次元数値解析モデルを加味して予測を行いました。 (「5-1-1 大気質」参照) |

(2) 景観

| 知事の意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| 事業予定地周辺の主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響が把握できるよう、施設の視認状況について地図上に図示するとともに、その結果を踏まえ、調査地点の追加について検討すること。 | 調査地点の追加設定にあたっては、事前の現地踏査で宇治市景観計画の景観重点区域である白川地域や、宇治川付近の世界遺産等主要な眺望点からの視認状況について確認しました。この結果、宇治市白川鍋倉山の市道宇治白川線沿道の茶園と茶工場を視認可能な地点 1 地点を景観調査地点に追加しました。 これらの結果を視認状況図にまとめ、準備書に記載しています。 (「5-5 景観」参照) |
| 予測・評価に当たっては構造物の位置、色彩、形状、白煙の発生等について検討し、必要に応じ、色彩等に係る複数案の検討を行うこと。 | 構造物の詳細については、総合評価入札での事業者選定手続きの中で民間事業者から提案されたものにより明らかになり、詳細が具体化するのは落札者決定後となります。それは準備書作成後となる予定です。 環境保全措置の検討に当たっては事業特性を踏まえながら周辺環境への調和に配慮できるよう、発注者として民間事業者の提案に反映できるよう取り組んでいきたいと考えています。 施設の色彩については、周辺環境の調和を念頭に、大地のアースカラーである薄い茶色と、明るく清潔なイメージで草木のアースカラーである生成り色の 2 色を想定し、フォトモンタージュを作成し例示しています。 施設の位置は、現有施設を稼働しつつ車両・重機の通行・稼働を確保する条件としています。 建屋の形状は、経済性に配慮しつつ周辺環境への調和に配慮した建屋、煙突の形状とするよう民間事業者に働きかけています。 白煙については、白煙実証試験結果、地球温暖化防止上の位置付け、他の検討事例を取りまとめて白煙の性質や地球温暖化防止上の効果を準備書の事業計画等に分かりやすく記載するとともに、環境保全措置の検討として地球温暖化防止を図りつつ白煙を見えにくくする施設面の工夫について民間事業者の提案に反映できるよう取り組んでいきたいと考えています。 なお、京都府総合運動公園管理者や宇治市景観部局に、白煙試験結果やフォトモンタージュを報告し、概ね了承を得ています。 (「1. 事業計画の概要」、「5-5 景観」、「6. 環境の保全及び創造のための措置」参照) |

(3) 地球温暖化

| 知事の意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| 温室効果ガスの排出量の予測においては、ごみの燃料による発電による削減効果を見込むこと。 | 本事業では高効率のごみ発電設備を計画しており、温室効果ガスの排出量の予測においては、ごみ発電による削減効果を見込んでいます。 (「5-7 温室効果ガス等」参照) |